

令和4年度群馬県立藤岡北高等学校部活動方針

令和4年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

体育部関係9部、文化部関係8部、同好会3団体の合計20団体を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【体育部】

バレーボール部、バドミントン部、バスケットボール部、ソフトテニス部、弓道部、野球部
陸上競技部、剣道部、テニス部

【文化部】

美術部、JRC部、映像写真部、音楽部、百人一首部、園芸ボランティア部、家庭科部、
海外研究部

【同好会】

ダンス同好会、手話同好会、アウトドア同好会、

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上休養日を設定する（詳細は各部活動ごとの活動計画による）。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける（詳細は各部ごとの活動計画による）。

③ 活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
活動終了時刻	19:00	19:00	19:00	19:00	19:00	19:00	19:00	19:00	18:00	18:00	18:00	18:00
最終下校時刻	20:00	20:00	20:00	20:00	20:00	20:00	20:00	20:00	19:00	19:00	19:00	19:00

※4月から11月の間は、学校長の許可を得るとともに、保護者の承諾を得られた場合に限り、最終下校を20:00に延長できる。

④ 朝練習

放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。

ただし、朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7:30～8:30

⑤ 定期試験前

学習時間確保のため、定期試験1週間前より活動は原則禁止とする。ただし、大会直前等やむを得ない場合は、校長の許可を得て活動を行うものとするが、活動時間は学習に支障が出ない範囲に留めることとする。

3 経費

(1) 活動に当たる経費を生徒クラブ費から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は保護者代表2名が行う。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

担任から入部届を受け取り、下記の手順を踏んで顧問に提出する。

○2、3年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

①生徒は部活動顧問提出用と担任提出用の入部届に必要事項を記入し、部活動編成の際に、部活動顧問に提出する。

②部活動顧問は担任提出用を担任に提出する。

○1年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

①部活動説明会を聞く。

②生徒は部活動顧問提出用と担任提出用の入部届に必要事項を記入し、部活動編成の際に、部活動顧問に提出する。

③部活動顧問は担任提出用を担任に提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、部活動顧問に申し出る。部活動顧問は担任に生徒の退部を口頭で報告する。

5 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 活動計画表及び活動実績の作成

部顧問は毎月25日までに翌月の活動計画を、毎月5日までに前月の活動実績を作成し校長に提出する。

(3) 部活動検討委員会について

①部活動検討委員会（以下 委員会）は、学校評議員会及び学校関係者評価委員会を活用する。

②委員会は、年2回開催する。第1回部活動検討委員会は第1回学校評議員会と、第2回部活動検討委員会は第2回学校評議員会と同時開催する。

③委員会においては、活動内容や活動時間、学校と保護者または地域の連携などについて、必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

(4) 新型コロナウイルス対策について

県教委発出の「新型コロナウイルス感染症に係る部活動の対応について」による指導を徹底するとともに、高体連作成の「新型コロナウイルス感染症に係る群馬県高体連主催事業実施ガイドライン」に沿った対策や各競技団体作成のガイドライン、群馬県作成の「社会活動再開に向けたガイドライン」に沿った対策を講じていく。

6 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるように留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処の仕方の確認、医療関係者等の連絡体制の整備に留意する。

(2) 熱中症事故の防止

熱中症事故防止の観点から「熱中症予防運動指針」や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発された当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わない等適切に対応する。

(3) 事故への対応

事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。また日頃から、応急処置に必要な物資置き場やAEDの配置場所について、確認しておく。

7 その他

(1) 「令和4年度群馬県立藤岡北高等学校部活動方針」は、学校のホームページに掲載し、保護者や地域に本校部活動の状況を発信し、共通理解を図る。

(2) **各部活動顧問は、部の活動方針について保護者会等で説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。**